



6山北保環第157号  
令和6年1月30日

近畿電電輸送株式会社  
代表取締役 上田 一志 様

京都府山城北保健所長



条例手続の終了について（通知）

下記事業計画について、京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例（平成26年京都府条例第15号）に基づく手続が終了しましたので、同条例第15条第1項の規定により通知します。

なお、同条例第3条第2項の規定により、この通知を受けた日から2年を経過したときには、この通知を受けなかったものとみなされます。

記

- 1 産業廃棄物処理施設設置等の目的  
太陽光パネルから分離した後のガラスくずの「破碎・溶融・発泡」工程に設置されている施設の入替えを行うため
- 2 産業廃棄物処理施設設置等を行おうとする場所  
八幡市岩田六ノ坪57番地1
- 3 産業廃棄物処理施設等の処理方式及び処理する産業廃棄物の種類  
ガラスくずの破碎・溶融・発泡  
※ 今回の手続きに関するもの
- 4 事業計画書提出年月日  
令和5年10月10日

担当 山城北保健所 環境課 東川  
電話 0774-21-2913  
E-mail t-higashikawa34@pref.kyoto.lg.jp